

建設工事における技術者等の適正な配置について

令和7年2月1日

新居浜市 総務部 契約課

建設工事の適正な施工を確保するため、新居浜市の発注する建設工事の工事現場に配置する監理技術者、主任技術者、専門技術者、専任特例2号が適用される監理技術者（以下「専任特例2号」という。）、監理技術者補佐及び現場代理人（以下「技術者等」という。）について、「監理技術者制度運用マニュアルについて（平成16年3月1日国土交通省総合政策局建設業課長通知）」に基づき、次のとおり取り扱うこととしますのでご注意ください。

第1 建設業法で必要とする技術者等

1 技術者等の適正配置について

請負者は建設業法に従い、以下の事項を遵守すること。

(1) 主任技術者（建設業法第26条第1項）

請負者は、請け負った工事の施工にあたっては、請負金額の大小にかかわらず、建設業法に基づく主任技術者を工事現場に適正に配置すること。

(2) 監理技術者（建設業法第26条第2項）

① 発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、上記(1)の主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習が受講済みである者に限る。以下同じ。）を工事現場に適正に配置すること。

② 当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事の途中で下請総額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は、上記(1)の主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を工事現場に適正に配置すること。

(3) 専任特例2号及び監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号）

上記(2)の監理技術者を配置することが必要となる工事において、専任特例2号の場合には、建設業法に基づく監理技術者補佐を工事現場ごとに適正に配置すること。

専任特例2号を配置することができる建設工事は2件までとし、その工事現場はいずれも新居浜市内であることとする。ただし、工事の内容、規模及び施工体制を考慮してあらかじめ定めた場合は、専任特例2号の配置を認めないこととする。

(4) 専門技術者（建設業法第26条の2）

① 土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事（以下「専門工事」という。）を自ら施工しようとするときは、次のいずれかの方法によること。

(ア) 一式工事の主任技術者又は監理技術者が、当該専門工事に関し主任技術者の資格を有し

ている場合、その者が専門技術者を兼ねて配置する。

- (イ) 一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、かつ当該専門工事について主任技術者の資格を有する者を専門技術者として工事現場に配置する。

なお、上記(ア)又は(イ)の方法により専門工事の施工ができない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該専門工事を施工させること。

- ② 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（以下「附帯工事」という。）を自ら施工しようとするときは、次のいずれかの方法によること。

- (ア) 当該建設工事の主任技術者又は監理技術者が、当該附帯工事に関し主任技術者の資格を有している場合、その者が専門技術者を兼ねて配置する。

- (イ) 当該建設工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、かつ当該附帯工事について主任技術者の資格を有する者を専門技術者として工事現場に配置する。

なお、上記(ア)又は(イ)の方法により附帯工事の施工ができない場合は、それぞれの附帯工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該附帯工事を施工させること。

(5) 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

請負者は、工事の施工にあたっては、工事請負契約書及び工事現場等における施工体制の点検要領に基づき、現場代理人を工事現場に適正に配置すること。

現場代理人に工事現場の常駐を求めており、他の工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐と兼務できないこと。ただし、本市が別に定める現場代理人の常駐緩和要件を満たす場合はこの限りでない。

※ここでいう常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものとする。

なお、一の工事で現場代理人と主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

2 工事現場ごとに専任により配置すべき技術者（建設業法第26条第3項）

請負者は、請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の建設工事を施工するにあたっては、特別な場合（※1）又は専任特例1号の場合（※2）を除き、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を配置すること。なお、監理技術者を配置することが必要となる工事において、専任特例2号を配置する場合には、建設業法に基づく専任の監理技術者補佐を工事現場ごとに配置すること。（監理技術者制度運用マニュアル3-（2））

※1 「特別な場合」とは、

- ① 密接な関連のある2以上の工事を同一の建設業者が、同一の場所又は近接した場所（新居浜市内又は相互の間隔が10km以内）において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を原則2件程度管理することができるという特例が認められている。なお、この特例は監理技術者及び監理技術者補佐には適用されない。（建設業法施行令第27条第2項）

- ② 専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐については、大規模な工事に係る統一的

な監理を行うなど、他の工事を兼任することは認められていないが、契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物等である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であることから、全ての発注者から同一の工事として取り扱うことについて書面等による承諾を得た上で、これら複数の工事を一つの工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

※2 専任特例1号の場合

- ① 各建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること
- ② 建設工事の現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること
- ③ 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること
- ④ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること
- ⑤ 当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること
- ⑥ 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること
- ⑦ 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること
- ⑧ 兼務する工事の数が2を超えないこと

他の工事現場の主任技術者又は監理技術者への兼務

区 分			他の建設工事		
			公共性のある重要な工事		左記以外の工事
			請負代金の額 4,500万円未満	請負代金の額 4,500万円以上	
現在の建設工事	公共性のある 重要な工事	請負代金の額 4,500万円未満	○	×	○
		請負代金の額 4,500万円以上	×	×	×
	上記以外の工事		○	×	○

※「○」は現在の建設工事において主任技術者又は監理技術者となっている者が、他の建設工事の主任技術者又は監理技術者と兼務できる場合をいう。できない場合は「×」で表示。

※「請負代金の額 4,500万円」は、建築一式工事の場合は「請負代金の額 9,000万円」と読み替える。

※「公共性のある重要な工事」とは、国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事とその他にも個人住宅を除いてほとんどの工事が対象となっている。

3 営業所技術者等（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

- (1) 営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）は、建設工事に関する請負契約の適正な契約やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場に常駐が求められている現場代理人にはなれない。
- (2) 営業所技術者等は、次の条件をすべて満たす場合に限り、特定営業所技術者は主任技術者又

は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。ただし、専任特例を活用する場合を除く。また、ア～ウの併用はできない。(平成15年4月21日付国総研第18号)(監理技術者制度運用マニュアル2-2-(5))

ア 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事

- ① 所属する営業所で契約締結した工事であること
- ② 兼ねる工事の現場数が1以下であること
- ③ 「2※専任特例1号の場合」に示す①～⑦を満たしていること
- ④ 当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

イ 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事(営業所と工事現場が近接している場合)

- ① 所属する営業所で契約締結した工事であること
- ③ 所属する営業所での職務が適正に遂行できる新居浜市内の工事現場であること
- ③ 所属する営業所と常時連絡が取れる状態であること
- ④ 当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

ウ 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事(イの場合以外)

アの要件を全てみたすこと

第2 現場配置技術者等の変更

1 本市では、監理技術者制度運用マニュアル(平成16年3月1日付国総建第315号)の趣旨に基づき、主任技術者、監理技術者、専任特例2号又は監理技術者補佐(以下「監理技術者等」という。)の変更は、慎重かつ必要最小限とする。

監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
- ③ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合。

なお、いずれの場合であっても、発注者と元請との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

2 請負者からの協議により、例外的に監理技術者等の変更を認める基準

(1) 工事現場ごとに監理技術者等の専任を要する工事

4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事については、工事現場ごとに専任の技術者の配置が求められていることから、

① 次のアからエのいずれかに該当した場合、

② 次のオからキに該当し、かつ、下記(3)の条件を満足する場合

のいずれかに該当する場合に限り、請負者からの協議に対して発注者の承認により変更を認めるものとする。

ア 死亡

請負者から「該当技術者本人が死亡した」旨の通知があった場合。

（死亡診断書等公的書類の提出は求めない。）

イ 病気等

請負者から「該当技術者本人が病気等のため、監理技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。

（この際、請負者に該当者の病状が確認できる診断書等資料の提出を求め、明らかに現場に専任して監理技術者等の職務が遂行できないと判断される場合に限る。）

ウ 退職

請負者から「該当技術者本人が退職した」旨の通知があった場合。

（該当者の退職を確認できる書類の提出を求める。）

エ 転勤

単なる請負者の都合による転勤ではなく、該当技術者本人のやむを得ないと判断される理由による場合。

（該当者の申し立て等、やむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提出を求めるものとする。）

オ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。

カ 一つの契約工期が2年以上の長期にわたる工事で、1年以上の連続した期間において監理技術者等として従事した場合。

キ 次のいずれかに該当する場合であって、工期の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して、監督員が技術者を変更することについて支障がないと認め、かつ、当初工期を経過した後である場合。

(ア) 発注者の責^{※1}により当初の工期に対して大幅な工期延期^{※2}が行われたとき。

(イ) 現場条件^{※2}（地理条件、工法変更等）により当初の工期に対して大幅な工期延期^{※3}が行われたとき。

※1 発注者の責による工期延期とは、例えば「用地調整」、「占用物件調整」等によって、一時中止をかけたことによる工期延期をいう。

※2 現場条件による工期延期とは、例えば「地理条件」、「工法変更」等によって、一時中止をかけたことによる工期延期をいう。

※3 大幅な工期延期とは、工事請負契約書第52条第1項第2号乙の催告によらない解除権に準拠して「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるとき

は、6月)」を目安とする。

(2) 工事現場ごとに監理技術者等の専任を要しない工事

4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満の工事については、下記(3)の条件を満足していれば、請負者の協議に対して発注者の承認により変更を認めるものとする。

ただし、当該工事が、増額により専任義務工事となった場合は、上記(1)と同様の取扱いとする。

(3) 監理技術者等の変更が認められる場合の共通条件

- ① 交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。
- ② 交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保されていること。
- ③ 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

(4) 現場代理人の変更について

現場代理人は、その職務内容から技術者の現場専任制と同様の現場常駐制が課せられていることから上記(1)と同様の取扱いとする。

第3 監理技術者等の専任を要しない期間

1 本市では、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請」という。）が、監理技術者等を専任で設置すべき期間は基本工期から次の期間を除いた期間とします。ただし、次の期間については、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは指示承諾書等の書面により明確にすること。

(1) 工事を全面的に一時中止している期間

工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間については、専任を要しない。

(2) 工事完成後の期間

工事完成後、発注者に工事竣工届並びに工事完成検査関係図書が提出、受理された後の期間は専任を要しない。

ただし、当該工事の完成検査の結果、工事の目的物が設計図書に不適合で修補工事を命じられた場合は、検査日から当該修補工事について修補工事完了届が提出され、発注者が完了を確認するまでの期間は専任を要する期間とする。

(3) 工場製作のみが行われている期間

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事の工場製作のみが行われている期間は専任を要しない。

第4 技術者等に求められる雇用関係

1 本市では、工事現場に配置する技術者等に求める当該建設業者との間の「直接的かつ恒常的な雇用関係」は、次の要件とする。

(1) 直接的雇用関係

直接的な雇用関係とは、技術者等とその所属建設業者の間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、

資格者証、在籍出向者や派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。直接的な雇用関係は、資格者証の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料によって建設業者との雇用関係が確認できる必要がある。

(2) 恒常的雇用関係

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができる必要がある。

元請の建設業者の主任技術者、監理技術者、専任特例2号又は監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前から3カ月以上、現場代理人については、入札執行日又は見積書の提出のあった日の前日以前に雇用関係にある必要がある。